

調査報告書 2

令和 4 年 4 月 8 日

J A 宮崎中央第三者委員会

本報告書は、当委員会が令和4年2月24日付で提出した調査報告書の内容に加えて、「第7」として当該不祥事案当時の役員の責任について、当委員会の見解を示すものである。

第7 役員の責任

1 J A宮崎中央の役員に関する規程

(1) 役員の内訳及び職務について

J A宮崎中央では、定款第27条において、役員として22名～24名の理事及び8名の監事を置くこととなっており、当該不祥事案があった時には、5名の常勤理事・監事と27名の非常勤理事・監事の合計32名が役員として選任されていた。

各理事及び理事会の職務については、定款第31条、第32条、第55条、第56条に詳細な定めがあるが、それに加えて、各理事はJ A宮崎中央に対する善管注意義務及び忠実義務として、職員に対する指導監督も含まれる。

各監事の職務については、定款第33条に定めがあり、理事の職務を監督する権限を有している。

(2) 役員の責任について

J A宮崎中央では、定款第34条において、役員が法令や内部規程に違反した場合の責任について定めると共に、役員の責任を追求し、採るべき処分について審議を行う機関として役員責任調査委員会が設置されている。

そして、役員責任調査委員会設置要領第2条及び別表には、役員責任調査委員会の設置基準として、下記のとおり定められている。

記

1. 被害金額が多額の不祥事の場合
(被害金額が30百万円超える場合。盗難は除く。)
2. 役員が行った不祥事の場合(役員には非常勤を含む。)
3. 役員が関わり組織的な犯罪や隠蔽工作が行われた場合
(特別な理由が無い場合、不祥事発覚後、中央会への第1報が1ヶ月を超えた場合等にも隠蔽に準じるものとする。)
4. その他重要な法令違反等の不祥事の場合
5. その他理事会が必要と認めた場合

2 役員の実任

- (1) まず、当該各不祥事案全てを通じて、当委員会が調査した限りにおいては、役員が直接関与したり、隠蔽工作に関わったりした事実は認められなかった。

また、本件横領行為及び本件定期解約金等長期保持行為に関しても、被害金額は上記設置基準1. で定める金額には至らず、「被害金額が多額の不祥事の場合」には該当していない。

その他、全ての不祥事案において、職員の内規違反行為や規程の不備等は認められたものの、役員が職員の監視・監督を怠っていたり、内部統制システムの構築を怠っていたりする事実までは認められなかった。

従って、当委員会としては、本件各不祥事案について、法律及び各種内部規程に照らし、各役員の実任責任は認められないと判断した。

- (2) なお、JA宮崎中央では、平成30年にも本件とは別の不祥事案が発覚しており、本件不祥事案が再発という位置づけに該当する側面

もあるが、平成30年の不祥事案と本件不祥事案は全く異なるものであるうえ、当委員会としては、証拠に基づく事実認定と法律等に照らした責任の認定しかなし得ない。

その意味では、不祥事が再発していることに対する各役員の道義的責任については、理事会等の判断に委ねざるを得ないことを付言しておく。

以上